

## &lt;コメント&gt;

年間指導計画の「配慮すべき事項」欄に「長時間に渡る保育」について記載し、年齢ごとに配慮する事項を確認し、安心安全な環境を整えるようにしています。朝夕の延長保育時には異年齢の子どもが一緒に遊び、ふれあって過ごしています。できる限り少人数で過ごせるように、コーナー遊びやグループ分けをし、子どもの疲れに留意して子どもがゆったりと安心して過ごせるように工夫をしています。3時のおやつはサンドイッチや混ぜご飯、おにぎりなど軽食的のものを多く提供し、延長の軽食(夕食)の提供も行っています。子どもの様子や体調、けが等の連絡事項については、各クラスの早遅番帳に早番遅番連絡簿をつけており、引き継ぎ時に確認して漏れがないようにしています。職員が交代する時に引き継ぎを十分に行い、担任以外の職員が対応しても確実に保護者に連絡が伝わるようにしています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

a

## 【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ウ 保護者が、小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

## &lt;コメント&gt;

「全体的な計画」の中に、小学校との連携について記載し、5歳児の年間指導計画に就学に関する事項を記載しています。また 小学校入学に向けたアプローチカリキュラムを基に就学を見据えて意識することを取り入れて、保育の中で就学に期待が持てるような学校生活の話や投げかけを行っています。保護者には懇談会や個人面接を開催し、就学に向けての活動や家庭で意識すること等を説明し、クラス便りでも知らせています。地域の幼保小連携会に出席し研修会や話し合いを行っています。保育所児童保育要録は、クラス担任が作成し、主任・施設長が確認して小学校に届けています。就学先の小学校教員と引き継ぎの機会があり円滑な就学に向けての取組を行っています。

## A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

- ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
- エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

「健康管理マニュアル」及び「年間保健計画」に基づいて、一人ひとりの子どもの健康管理を行っています。毎朝の視診や体調把握を行い、発熱等体調の変化が見られたときは、病児記録簿に状態の変化を記録して保護者に伝えています。園内で体調変化やけが等があった時は、お迎えの時に保護者に状況を説明すると共に、翌日も保護者に連絡・確認し、職員間で周知しています。健康診断後や健康状態に関する情報は職員会議等で周知を図り、園のしおりや保健だよりで、健康に関する取組や情報を伝えています。SIDSについては、睡眠時にクラスごとに午睡チェック表を活用して呼吸やうつ伏せの確認を行っています。救急法については応急手当普及員認定証を持つ看護師が園内研修を実施しています。保健だよりやポスターでSIDSに関する情報を伝えています。

第三者評価結果

A13 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
  - ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
  - イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
  - ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

園では身体測定を毎月実施し、園の嘱託医による健康診断は年2回（0、1歳児は3回）、歯科健診を年2回、尿検査及び視聴覚検査は3歳以上で年1回実施し、結果は個人の健康台帳と「けんこうのきろく」に記録し、「けんこうのきろく」は保護者に戻して確認してもらっています。健診の結果、要検査等直接伝えた方が良い内容は、看護師や担任から保護者に知らせるとともに、必要事項は職員会議で周知しています。保護者には検査結果について知らせてもらい、園と家庭で子どもの健康記録を共有し健康管理をしています。これらの情報は、必要により各クラスの月間指導計画や保育に反映しています。また、職員は保育の一環として、身体の仕組みや歯磨きの大切さを絵本や紙芝居等で子どもたちに知らせています。



第三者評価結果

A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。	b
-----	---	---

## 【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
- ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
  - ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
  - エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
  - オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
  - カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

## &lt;コメント&gt;

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づくマニュアルにより、対応・提供・管理を行っています。アレルギー疾患・慢性疾患のある子どもについては入園前面接で保護者から聞き取りを行い、個別の対応を確認しています。保護者には医師の生活管理票をもとに担任、看護師、栄養士、主任が参加して面談を行い、個別対応等の確認をしています。保護者には、また 個別献立を作成後、担任のチェックを経て内容を確認してもらい除去食等提供の流れを説明し確認しています。子どもの状況について、変化が見られた時や状況が変わった時は直ぐ連絡を取っています。以前、子どもが痙攣を起こした事例があり、痙攣対応マニュアルを作成し、保護者と対応をすり合わせ、職員が慌てずに対応できるようにしました。職員はアレルギーについての研修を受け、新しい情報を得ていますが、他の子どもや保護者にアレルギー疾患についての理解を図るための取組は特に行っていません。

## A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a
-----	---------------------------------	---

## 【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
- ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
  - イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
  - ウ 子ども達の発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
  - エ 食器の材質や形などに配慮している。
  - オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
  - カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
  - キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
  - ク 子ども達の食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

## &lt;コメント&gt;

全体的な計画に「食育の推進」を掲げ、「食育計画」を策定して計画的な食育を進めています。食事の時間は、配膳時から落ち着いた音楽をかけて遊びから食事に移行する雰囲気づくりをしています。幼児クラスでは、保育士が盛り付けたおかずを子どもたちが自分の席まで運びます。保育士がメニューの説明をしたあとに、一旦盛り付けた量について子どもたちに確認し、調節をしています。保育士とのやりとりをして納得した子どもは、苦手な食材も完食を目指しています。保育士は「一つ食べてみようか」「○○ちゃんは食べているよ」「だめだったらいいよ」などと声かけをして援助をしています。食育の一環として「三色食品群」について絵や文字で分かりやすく説明しています。栄養士、調理師は食事の様子を観察したり、声かけをしたりして子どもの声を聞いています。調理体験も食育の大事な取組の一つとして実施しています。保護者には、メニューの展示、レシピ紹介、給食だよりで食事の様子を伝えています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
  - イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
  - ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
  - エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
  - オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
  - カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
  - キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

## &lt;コメント&gt;

子どもが安心して食事ができるように発育状況を把握して献立・調理の工夫をしています。子どもの体調を把握して、消化の悪いものの提供を控えたり、状況によっては刻み食の提供をしています。特に0歳児は一人ひとり月齢に合わせた調理の工夫をして食事を提供しています。栄養士や調理師は子どもの食事の様子を直接観察したり、声かけをして子どもの食べる量や好き嫌いを把握しています。給食会議では、残食記録等をもとに子どもの喫食状況を把握してメニューや調理方法の見直しや分量の調整などきめ細かい検討をしています。栄養士は、季節感のある献立となるように旬の食材を使うメニューを用意しています。春のそらまめご飯や夏の冬瓜のそぼろ煮などが子どもに人気です。また、恵方巻きやちらし寿司などの行事食も喜ばれています。衛生管理は、厚生労働省が作成した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき適切に実施しています。

## A-2 子育て支援

## A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

a

## 【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。